

令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務

(2) 業務の目的

重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み（保険者が対象者に送付する重複・多剤服薬個別通知をきっかけとした高知家健康づくり支援薬局への相談、かかりつけ薬剤師・薬局のメリット、お薬手帳の適正な活用）や、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識を普及啓発することで、患者 QOL の向上を図りながら医療費の適正化につなげることを目的とします。

① 2つの重点テーマの普及啓発

ア 重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み

- ・高知県では、重複・多剤服薬の患者に対して保険者が個別通知を送っています。個別通知が届いた場合は、通知内容を確認し、かかりつけ薬剤師・薬局を含む高知家健康づくり支援薬局等へ相談することが重要であり、患者個々の状況に応じた専門的な指導・支援を受けることは重複・多剤服薬の是正につながります。
- ・重複・多剤服薬を未然に防ぐためには、患者の服薬状況の一元管理が重要となることから、かかりつけ薬剤師・薬局を決めておくことやお薬手帳の利活用に関する啓発が必要です。

イ ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識

- ・高知県におけるジェネリック医薬品使用割合は国の目標である80%は超えているものの、全国44位と低迷しています。
- ・ジェネリック医薬品の認知は一定進んでいるものの、品質、有効性、安全性等正しい知識のさらなる普及啓発が必要です。
- ・また、バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と同じ効能・効果、用法・用量で使える（＝同等／同質である）ことを検証している医薬品であり、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。バイオシミラーを普及させることは、ジェネリック医薬品と同様、医療の質を保ちつつ医療保険財政の改善に寄与します。ただし、バイオシミラーはジェネリック医薬品と使用状況や認知度が異なることから、基礎知識の普及からはじめる必要があります。

(3) 業務内容

別添「令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

消費税額及び地方消費税額を含む4,112千円を上限とします。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するた

め、「令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 提案者の決定方法

公募型

5 企画提案書の募集

「令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」により定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店もしくは支店等の営業所があること。
- (2) 高知県内に本店もしくは支店等の営業所の代表者は、日本国内で過去5年以内にジェネリック（後発）医薬品の使用促進と医薬品適正使用を推進にかかる啓発委託業務を完了した実績があること。なお、共同企業体の構成員として参加した場合の実績は除く。
- (3) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

8 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。

なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出すること。

- (2) 共同企業体の適切な名称を設定し、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとする。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできません。

9 説明会

日 時：令和8年6月10日（水）14時から15時

場 所：高知県保健衛生総合庁舎 5階 北会議室（高知市丸ノ内2丁目4番1号）

出席者数：会場の都合により、1参加者当たり3名までの参加とします。

参加申込：参加を希望する事業者は、令和8年6月8日（月）12時までに、「17 問い合わせ先」記載の問い合わせ先まで、別紙1により電子メールで参加申込書を送信するとともに、電話にて着信を確認してください。

10 質疑と回答

説明会時の質疑を除き、質疑事項は令和8年6月15日（月）12時までに別紙2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）、FAX又は電子メールで受付します。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑事項を受け付けた場合は、その質疑事項と回答の内容を県薬務衛生課のホームページに掲載します。

11 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書（別紙3）及び法人概要書（別紙4）に資格要件の確認書類を添えて申し込むこととします。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及びすべての共同提案者が②～④の書類を提出することとします。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙3）
- ②法人概要書（別紙4）
- ③法人の都道府県税の納税証明書
- ④法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限る）

(2) 提出期限等

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）

②提出期限

令和8年6月22日（月）17時（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部薬務衛生課 担当者：榎尾、高尾

TEL 088-823-9682 FAX 088-823-9264

(3) 資格要件の確認

高知県健康政策部薬務衛生課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認結果を令和8年6月24日（水）までに申込者へ電子メール

にて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

12 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

13 審査

別途定める「令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

14 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、高知県情報公開条例に準じて対処するものとします。
高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

15 日程（予定）

令和8年6月8日（月）	説明会参加申込期限（12時締切）
令和8年6月10日（水）	説明会開催（14時から15時まで）
令和8年6月15日（月）	質疑書の提出期限（12時締切）
令和8年6月22日（月）	参加申込及び資格確認書類提出期限（17時締切）
令和8年6月30日（火）	企画提案書の提出期限（17時締切）
令和8年7月上旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年7月中旬	審査結果通知

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5

により提出することとします。開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

17 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部薬務衛生課 医薬連携推進担当

担当者：榎尾、高尾

TEL：088-823-9682 FAX：088-823-9264

E-mail：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

18 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

19 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。